

福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する法律施行規則

令和5年3月31日規則第2号

改正 令和6年12月2日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福井県丹南広域組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、管理者が行う個人情報の保護に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第4条 条例第3条に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(保有個人情報の開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報の開示決定通知書（様式第3号）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第6条 法第83条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書)

第7条 条例第4条において読み替えて適用する法第84条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）とする。

(保有個人情報開示請求に係る事案の移送)

第8条 法第85条第1項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第85条第1項の書面は、保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書（様式

第8号)とする。

(第三者意見照会書等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(様式第9号)により行うものとする。

2 法第86条第2項の書面は、第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(様式第10号)とする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第11号)とする。

4 法第86条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第12号)とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 管理者が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物若しくはそれを複製した物の閲覧又は交付

(2) 管理者が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複製したものを再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該複製したものの交付とすることができる。

3 前項の規定による電磁的記録を複製したものの交付は、当該電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

(保有個人情報の開示の実施方法等申出書)

第11条 政令第26条第1項の書面は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第13号)とする。

(文書又は図画の写しの交付部数)

第12条 法第87条の規定により保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録された文書又は図画の写しを交付するときの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(文書等の閲覧以外の方法による開示の実施に要する費用等)

第13条 条例第5条ただし書に規定する文書又は図画の閲覧以外の方法による開示の実施に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると

認めるときは、この限りでない。

(写し等の送付に要する費用等)

第14条 政令第28条第4項の送付並びに第10条第1項第1号の規定による電磁的記録を用紙に出力した物又はそれを複製した物の送付及び同条第2項の規定による電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの送付に要する費用は、当該送付に要する郵便料金相当額とする。

2 政令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、納付書又は郵便切手により納付する方法とする。

3 第10条第1項第1号の規定による電磁的記録を用紙に出力した物又はそれを複製した物の送付及び同条第2項の規定による電磁的記録を電磁的記録媒体に複製した物の送付に要する費用は、納付書又は郵便切手により納付しなければならない。

(訂正請求書)

第15条 条例第6条に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定通知書等)

第16条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報の訂正決定通知書(様式第15号)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第16号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書)

第17条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書)

第18条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第18号)とする。

(保有個人情報訂正請求に係る事案の移送)

第19条 法第96条第1項の規定による事案の移送は、他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書(様式第19号)により行うものとする。

2 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第20号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第20条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第21号)とする。

(利用停止請求書)

第21条 条例第7条に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様

式第22号)によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報の利用停止決定通知書(様式第23号)とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第24号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書)

第23条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第25号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書)

第24条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第26号)とする。

(諮問書)

第25条 法第105条第3項において読み替えて適用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる当該諮問に係る審査請求の区分に応じ、当該各号に定める書面により行う。

- (1) 開示請求等についての審査請求 諮問書(開示決定等) (様式第27号)
- (2) 訂正決定等についての審査請求 諮問書(訂正決定等) (様式第28号)
- (3) 利用停止決定等についての審査請求 諮問書(利用停止決定等) (様式第29号)
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求諮問書(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為) (様式第30号)

(審査会に諮問をした旨の通知書)

第26条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審査会に諮問をした旨の通知書(様式第31号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第27条 条例第9条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
- (2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の件数
- (3) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての審査請求の件数並びにその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第13条関係）

区分	開示の方法	開示の実施に要する費用	
保有個人情報 が文書又は 図画に記録 されている とき	文書又は図画の閲覧	無料	
	文書又は図画の写しの交 付	白黒の場合	1枚につき10円
		カラーの場合	1枚につき50円
保有個人情報 が電磁的記 録に記録さ れていると き	用紙に出力することがで きる電磁的記録を出力 した物の閲覧	無料	
	用紙に出力することがで きる電磁的記録を出力 した物の写しの交付	白黒の場合	1枚につき10円
		カラーの場合	1枚につき50円
	再生することができる電 磁的記録又は当該電磁 的記録を複製したもの を再生したものの閲 覧、聴取又は視聴	無料	
電磁的記録を電磁的記録 媒体に複製したもの の交付	当該電磁的記録媒体の複製に要する 費用		

備考

- 1 文書若しくは図画の写しの交付又は電磁的記録を出力した物の写しの交付の方法により開示するときは、日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）の大きさ以内の大きさの用紙を用い、その枚数を算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、A3判の大きさを超える大きさの用紙を用いるときは、A3判の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算（整数倍）して枚数を算定する。
- 3 前2項の場合において、用紙の両面に写しをとるときは、片面を1枚として枚数を算定する。
- 4 組合の機関が事業者等に委託して文書若しくは図画の写し又は電磁的記録を出力した物の写しを作成するときは、この表の規定にかかわらず、当該写しの作成に要する費用を開示の実施に要する費用とする。

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

行政機関等の名称		
ファイルの名称		
部 署		
個人情報ファイルの 利 用 目 的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要 配 慮 個 人 情 報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に 関する他の法令の規定に よる 特 別 の 手 続 等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

保有個人情報開示請求書

主管課受理	個人情報担当課受理

福井県丹南広域組合管理者 あて

年 月 日

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等

閲覧（全部 一部）
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

交付
 写しの交付（全部 一部）
 電磁的記録媒体に複製したものの交付（電磁的記録の全部を開示する場合に限る。）
 事務所における開示
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

送付
 <納付方法> 納付書 郵便切手

その他（ _____ ）（全部 一部）

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ _____ ）
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ _____ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他（ _____ ）

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

(1) 開示の実施の方法等

開示の実施の方法は、自由に選択できます。ただし、希望する方法に対応できない場合があります。

写しの交付又は電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法による実施については、原則として費用を前納する必要があります。

また、写し又は電磁的記録媒体に複製したもの(電磁的記録の全部を開示する場合に限る。)の送付を希望される場合は、交付に要する費用のほかに、送付に要する費用負担が必要となります。

求める開示の実施方法等については、開示決定後に「保有個人情報開示実施申出書」を提出し、別途申し出ることもできるため、本欄の記載は任意です。

(2) 開示の実施について

事務所における開示の実施を申し出たときは、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、開示通知書をお持ちください。

写し又は電磁的記録媒体に複製したものの送付に要する費用の納付方法については、納付書又は郵便切手による方法のいずれかを選択できます。納付書により納付する方法で送付を希望された場合は、交付及び送付に要する費用を納付するための納付書を郵送します。また、郵便切手により納付する方法を希望された場合は、別途お知らせする送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報担当課に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複製したものに併せて、住民票(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票は、市町村が発行する公文書であり、その複製物による提出は認められません。住民票が提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複製したものを提出する場合は、表面のみ複製し、住民票については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、資格確認書等を複写機により複製したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 福井県丹南広域組合における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：</p> <p>(3) 写し等の送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p>
--

主管課係	(電話 — — 内線)
備考	

(注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
主管課係	電話（ — — ）内線
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

<p>1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

様

福井県丹南広域組合管理者 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主 管 課 係	（電話 — — 内線 ）
備 考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福井県丹南広域組合条例第2号）第4条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第4条において読み替えて適用する法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をすすめる期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
主 管 課 係	（電話 — — 内線 ）
備 考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名 住所又は居所 連絡先 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
主管課係	(電話 — — 内線)
備 考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課

電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者 印

保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) <連絡先> 部局課室名 担当者名 所在地 電話番号
主管課係	(電話 — — 内線)
備考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（所管課） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日
主管課係	（電話 — — 内線 ）
備考	

- （注） 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(所管課) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
主管課係	(電話 — — 内線)

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課

電話番号 0778- -

第三者開示決定等意見書

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 あて

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障（不利益）がある部分</p> <p>(2) 支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

(説明)

1 「開示に際しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等についてご不明な点がありましたら、下記主管課までお問合せください。

主管課 福井県丹南広域組合 課

電話番号

なお、福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課

電話番号 0778- -

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
主管課係	電話（ — — ）内線
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 あて

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) 電磁的記録媒体に複写したものの交付（電磁的記録の全部を開示する場合に限る。）	
	(4) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

*保有個人情報の開示決定通知書に記載されている日時から希望の日時を選択してください。

年 月 日 時 分

4 「写し等の送付」の希望の有無 *丸印を付してください

(有 ・ 無) → 「有」の場合、納付方法 (納付書 ・ 郵便切手)

(説明)

1 開示の実施の方法等

開示の実施の方法等については、同封の「保有個人情報の開示決定通知書（以下「開示通知書」という。）」を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

開示の実施の方法は、開示通知書の4（1）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、開示通知書の4（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、下記「3 提出先又は本件連絡先」まで連絡してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示の実施を希望する日の3日前には当方に届くように提出願います。

写しの交付又は電磁的記録媒体に複製したものの交付の方法による実施については、原則として費用を前納する必要があります。

また、写し又は電磁的記録媒体に複製したもの（電磁的記録の全部を開示する場合に限る。）の送付を希望される場合は、この申出書によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、交付に要する費用のほかに、送付に要する費用負担が必要となります。

2 開示の実施について

(1) この申出書により事務所における開示の実施を申し出たときは、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、開示通知書をお持ちください。

(2) 写し等の送付に要する費用の納付方法については、納付書又は郵便切手による方法を選択できます。納付書により納付する方法で写し等の送付を希望された場合は、交付及び送付に要する費用を納付するための納付書を郵送しますので、事前にお知らせください。また、郵便切手により納付する方法で写し等の送付を希望された場合は、この申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

3 提出先又は本件連絡先

申出書の提出及び開示の実施方法等についてご不明な点がございましたら、下記主管課までお問合せください。

主管課 福井県丹南広域組合 課
電話番号

なお、福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 あて

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

課

主管課

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なう必要があります。

6 本人確認書類等

(1) 来庁による訂正請求の場合

来庁して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票は、市町村で発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票が提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
主管課係	電話（ — — ）内線
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
主 管 課 係	電話（ — — ）内線
備 考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- — —

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主管課係	（電話 — — 内線 ）
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
主管課係	(電話 — — 内線)
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名 住所又は居所 連絡先 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
主管課係	(電話 — — 内線)
備 考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) <連絡先> 部局課室名 担当者名 所在地 電話番号
主管課係	(電話 — — 内線)
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
主管課係	（電話 — — 内線 ）
備考	

- （注） 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -

保有個人情報利用停止請求書

主管課受理	個人情報担当課受理
-------	-----------

福井県丹南広域組合管理者 あて

年 月 日

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1	利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票等を添付してください。
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来庁による利用停止請求の場合

来庁して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明

書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票は、市町村で発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票が提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票については、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
主 管 課 係	電話（ — — ）内線
備 考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

- | |
|---|
| <p>1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> |
|---|

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
主 管 課 係	電話（ — — ）内線
備 考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

<p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
--

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
主管課係	（電話 — — 内線 ）
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒 9 1 5 - 0 0 9 6 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0 7 7 8 -

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
主管課係	（電話 — — 内線 ）
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -

様式第27号（第25条関係）

第 号
年 月 日

福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会会長 様

福井県丹南広域組合管理者



諮問書（開示決定等）

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて適用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、受付番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示決定通知書(写し)又は保有 個人情報の開示をしない旨の決定通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行 政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の口をチェックすること。また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例第4条において読み替えて適用する同法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第28号（第25条関係）

第 号
年 月 日

福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会会長 様

福井県丹南広域組合管理者



諮問書（訂正決定等）

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、受付番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報の訂正決定通知書 (写し) 又は保有 個人情報の訂正をしない旨の決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の口をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第29号（第25条関係）

第 号
年 月 日

福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会会長 様

福井県丹南広域組合管理者



諮問書（利用停止決定等）

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、受付番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報の利用停止決定通知書 (写し) 又は 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会会長 様

福井県丹南広域組合管理者



諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求・利用停止請求〕の日付、受付番号等 (2) 開示請求・訂正請求・利用停止請求の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書〔訂正請求書、利用停止請求書〕(写し) ② 審査請求書(写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕」に係る保有個人情報の名称等については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項〔同法第94条第2項、第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する条例第4条において読み替えて適用する同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する条例第4条において読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は福井県丹南広域組合個人情報の保護に関する条例第4条において読み替えて適用する同法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 号
年 月 日

様

福井県丹南広域組合管理者



審査会に諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの福井県丹南広域組合管理者に対する審査請求について、下記のとおり福井県丹南広域組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
主管課係	(電話 — — 内線)
備考	

- (注) 1 この決定通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合における個人情報保護制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
〒915-0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 0778- -